

毎週火、金曜日発行(但休日(日、月、火、水、木、金、土)は翌日)、
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇規則 火薬類取締法施行細則

規 則

火薬類取締法施行細則をここに公布する。

昭和三十六年二月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第八号

火薬類取締法施行細則

火薬類取締法施行細則(昭和二十六年十月鳥取県規則第七十号)の全部を改正する。

(総則)

第一条 火薬類の取締については、火薬類取締法(昭和

二十五年法律第四百十九号。以下「法」という。)、
同法施行令(昭和二十五年政令第三百二十三号)及び
同法施行規則(昭和二十五年通商産業省令第八十八号。
以下「規則」という。)に規定するもののほか、この
規則の定めるところによる。

(販売営業の許可証)

第二条 知事は、法第五条の規定による販売営業の許可
を与えたときは、その申請者に別記様式第一号の許可
証を交付する。

(火薬庫の設置、移転又は変更の許可)

第三条 知事は、法第十二条第一項の規定による火薬庫
の設置又は移転の許可を与えたときは、その申請者に
別記様式第二号の許可証を交付する。

2 知事は、法第十二条第一項の規定による火薬庫の構
造又は設備の変更の許可を与えたときは、その申請者
に別記様式第三号の許可証を交付する。

(貯蔵火薬類等の変更届)

第四条 規則第十四条の規定による貯蔵火薬類等の変更

の届出は、別記様式第四号の変更届でなければならない。

(火薬庫外貯蔵場所の指示の申請)

第五条 規則第十五条第二号から第五号までの規定による安全な場所の指示を受けようとする者は、別記様式第五号の申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 貯蔵場所の構造図
- 二 貯蔵場所附近の状況図(附近の保安物件との距離を明細に表わすこと。)
- 三 貯蔵場所が他人の所有に係るものであるときは、その者の承諾書
- 四 盗難防止の措置を記載した書類

2 知事は、前項の安全な場所を指示しようとするときは、次の各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。ただし、公共の安全の確保に支障がないと認めるときは、この限りでない。

一 独立家屋(構造は、土蔵れんが造り又はコンクリート造りで、壁の厚さが十センチメートル以上のもの)で、その周囲に二メートル以上の空地を有すること。

二 火災及び盗難の防止に充分な設備(貯水槽、消火器、堅固な施錠等)を有すること。

三 貯蔵する火薬類が、各種別ごとに、不燃質物の隔壁によつて隔離されること。

(火薬庫外貯蔵場所の指示書)

第六条 知事は、前条第一項の指示を与えたときは、その申請者に別記様式第六号の指示書を交付する。

(完成検査)

第七条 規則第八十二条の規定による火薬庫の完成検査の届出は、別記様式第七号の検査届でなければならない。

(営業の廃止等の届出)

第八条 法第十六条第一項の規定による営業の廃止又は同条第二項の規定による火薬庫の用途廃止の届出は、

別記様式第八号の廃止届でなければならない。

(消費の許可証)

第九条 知事は、法第二十五条第一項の規定による火薬類の消費の許可を与えたときは、その申請者に別記様式第九号の許可証を交付する。

(廃棄の許可証)

第十条 知事は、法第二十七条第一項の規定による火薬類の廃棄の許可を与えたときは、その申請者に別記様式第十号の許可証を交付する。

(保安教育計画の認可の申請)

第十一条 法第二十九条第一項の規定による保安教育計画又はその変更の認可の申請は、別記様式第十一号の申請書でなければならない。

(保安教育計画の認可書)

第十二条 知事は、前条の認可を与えたときは、その申請者に別記様式第十二号の認可書を交付する。

(定期自主検査計画の届出)

第十三条 法第三十五条の二第二項の規定による定期自

主検査の計画の届出は、別記様式第十三号の計画書でなければならない。

(検査報告)

第十四条 法第三十五条の二第三項の規定による定期自主検査に係る報告は、別記様式第十四号の報告書でなければならない。

(帳簿の様式)

第十五条 次の各号に掲げる者に係る法第四十一条第一項の帳簿の様式は、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

- 一 販売業者 別記様式第十五号
- 二 火薬庫の所有者又は占有者 別記様式第十六号
- 三 法第三十条第二項の消費者 別記様式第十七号

(報告書の様式)

第十六条 次の各号に掲げる者に係る規則第十二条、第三十四条又は第五十六条の四の規定による毎月の報告(以下「月報」という。)又は変更の届出は、それぞれ当該各号に掲げる様式でなければならない。

一 販売業者

月報にあつては、別記様式第十八号
変更の届出にあつては、別記様式第十九号

二 火薬庫の所有者又は占有者

月報にあつては、別記様式第二十号
変更の届出にあつては、別記様式第四号

三 規則第五十六条の四の消費者

月報 別記様式第二十一号

(相続等の届出)

第十七条 規則第八十三条の規定による相続等の届出は、
別記様式第二十二号の取得届でなければならぬ。

(提出書類の部数)

第十八条 この規則の規定により知事に提出する書類の
部数は、申請の場合にあつては二通、その他の場合に
あつては一通とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第一号

第 号

火薬類販売営業許可証

年 月 日

鳥取県知事

火薬類取締法第5条の規定に基づき、下記により火薬類販
売営業を許可する。

記

- 1 名 称
- 2 所 在 地
- 3 代表者の住所、氏名及び年令
- 4 販売する火薬類の種類
- 5 火薬庫の種類、棟数並びに許可年月日及び番号
- 6 取扱保安責任者の免状の種類及び免状番号、住所、
氏名、年令

別記様式第二号

第 号

火薬庫設置(移転)許可証

年 月 日

鳥取県知事

許可を授 けたもの	住所	
	職業、氏名、年令	
火薬庫	種 別	
	所在地	
保安物件との距離		
棟数及び構造		
貯蔵制限量		

別記様式第三号

第 号

火薬庫変更許可証

年 月 日

鳥取県知事

許可別	年 月 日	
	種 別	
申請者	住所	
	職業、氏名、年令	
変更の種類別		
変更の事項		
変更前の事項		
変更期日又は期間		
備 考		

別記様式第4号

貯蔵火薬類等変更届

鳥取県知事 殿 年 月 日

(代表者) 氏 名 印

許 種 申 請 者	年 月 日	住 所
	職 業	
氏名、年令		
変更の種別		
変更前の事項		
変更の事由		
備 考		

別記様式第5号

火薬庫外貯蔵場所指示申請書

鳥取県知事 殿 年 月 日

(代表者) 氏 名 印

建築許可番号又は觀 受、消費許可数量、 許可年月日、番号	
申請者住所、職 業、氏名、年令	
建築物所在地	
建築物所有者住 所、職業、氏名、 年令	
取扱者住所、氏名	
使用 期 間	
使用の理由	

別記様式第6号

火薬庫外貯蔵場所指示書

鳥取県知事 殿 年 月 日

認可を受 けた者	住 所	
	職業、年令、 氏名、住所	
火薬庫外貯蔵場所 在 地		
構 造		
用途の種別		
指示の有効期間		昭和 年 月 日から
貯蔵火薬類の種類 及び最大貯蔵量		
取扱責任者氏名		

別記様式第7号

火薬庫完成検査届

鳥取県知事 殿

事業の名称 住 所 氏 名 印

許 可 年 月 日 号	
しゅん功年月日	
検査希望年月日	
県庁より検査場所 へ の 経 路	
備 考	

別記様式第8号

火薬類営業廃止届
火薬庫廃止届
年 月 日
鳥取県知事 殿
事業の名称
住所
氏名 印

廃止の種類別	
廃止年月日	
許可年月日	
番号	
所在地	
譲渡したときは、 その相手方氏名、 職名、住所	
廃止の理由	
備考	

別記様式第9号

火薬類消費許可証
年 月 日
鳥取県知事

許可を受けた者	住所	職業、 氏名、 年令
消費許可数量	送	
用		
有効期間		
消費場所		
取扱保安責任者氏 名		
日	時	

備考
この許可証は、有効期間を満了し又は期間内でも消費の目的を達成したときは、7日以内に知事に返納しなければならない。

別記様式第10号

火薬類廃棄許可証
年 月 日
鳥取県知事

許可を受けた者	事務所所在地	
	職	業
代表者	住所	
	氏名	
火薬類の種類及び 数量	廃棄の理由	
方	法	
場	所	
日	時	
火薬を指揮する者 の氏名		

別記様式第11号

保安教育計画認可申請書
年 月 日
鳥取県知事 殿
代表者 住所
氏名 印

火薬類取締法第29条の規定により、別紙保安教育計画予定書のとおり保安教育(計画を変更して)実施しますので認可させていただきます。

別記様式第19号
火薬類販売営業変更報告書

鳥取県知事 殿
右責任者 氏 名 印

販売営業許可年月日及び番号	住所
許可を受けた者	氏名、年齢
変更の種別	
変更の事項	
変更前の事項	
変更の事由	
変更期日又は期間	
備考	

別記様式第20号
火薬庫 年月 日
鳥取県知事 殿
住所 氏 名 印

火薬庫 棟中の火薬類について下記のとおり報告します。
1 火薬庫月報 (年 月分)

種別	単位	繰越高	入庫高	出庫高	月末残高	譲受先
工業火薬	瓦					
工業火薬	瓦					
工業雷管	個					
電気雷管	個					
薄用火薬	米					
銃用火薬	瓦					
銃用火雷管	個					
銃用火雷管	個					

2 上記出庫高中他人所有火薬庫へ譲渡した数量

種別	単位	譲渡(出庫)高	譲渡先

備考 1 譲受先欄には府県と会村又は商店名を記入して下さい。
2 火薬類を火薬庫を有する販売業者、鉱業者及び土業者に譲渡したときは必ずその数量を上記(2)に記載して下さい。

別記様式第21号

火薬類消費月報

鳥取県知事 殿
住所 氏 名 印
年 月 日
火薬類消費状況を下記のとおり報告します。

種別	単位	繰越高	譲受高	消費高	月末残高
工業火薬	瓦				
爆薬	瓦				
工業雷管	個				
電気雷管	個				
導火線	米				

備考

別記様式第22号

所有者権取得届

鳥取県知事 殿
事業の名称 住所 氏 名 印
年 月 日

取得の種別	許可年月日番号	名称及び所在地
旧所有	本箱	
	現住所	
権者	職業	
	氏名、年齢	
取得営業継続の有無		
備考		